



プレスリリース

広島県府中市 情報提供
令和6年3月15日(金曜)
都市デザイン課都市計画係 担当 西宮
電話 0847-43-7159 FAX 0847-46-1535

令和5年度第2回府中市都市計画審議会を開催します

下記の通り公開のうえ開催しますので、ご取材くださいますようお願いいたします。

【日時】 令和6年3月26日(火) 14時～16時(予定)

【場所】 ジーバックホール(府中市文化センター) 3階 会議室3

【議題】 第1号議案「備後圏都市計画用途地域の変更について」

第2号議案「備後圏都市計画特別用途地区の変更について」

第3号議案「備後圏都市計画地区計画の決定について」

(報告事項)「府中市市街化調整区域における地区計画の運用基準の策定について」

【委員】 福山市立大学教授、広島大学教授、福山市立大学准教授、府中商工会議所会頭、府中市農業委員会会長、府中市議会議員3名、国土交通省福山河川国道事務所所長、広島県東部建設事務所所長、府中市町内会連合会副会長、市民代表

【傍聴】 府中市内にお住まいの方、事務所・事業所を有する個人及び法人や団体の方、勤務されている、市内の学校に在学されている方等、府中市に利害関係のある方は傍聴ができます。

傍聴される方は、開始10分前に、会場前で傍聴券の発行を受ける必要があります。

〈取材について〉

マスコミの皆さまも傍聴券の発行を受けていただきます。

また、議事進行中も写真撮影いただけます。

○議案について

府中市都市計画マスタープランの目標の一つとして掲げている「産業による活気と魅力があふれる市街地を形成します」の実現に向けた、用途地域の変更等について審議します。

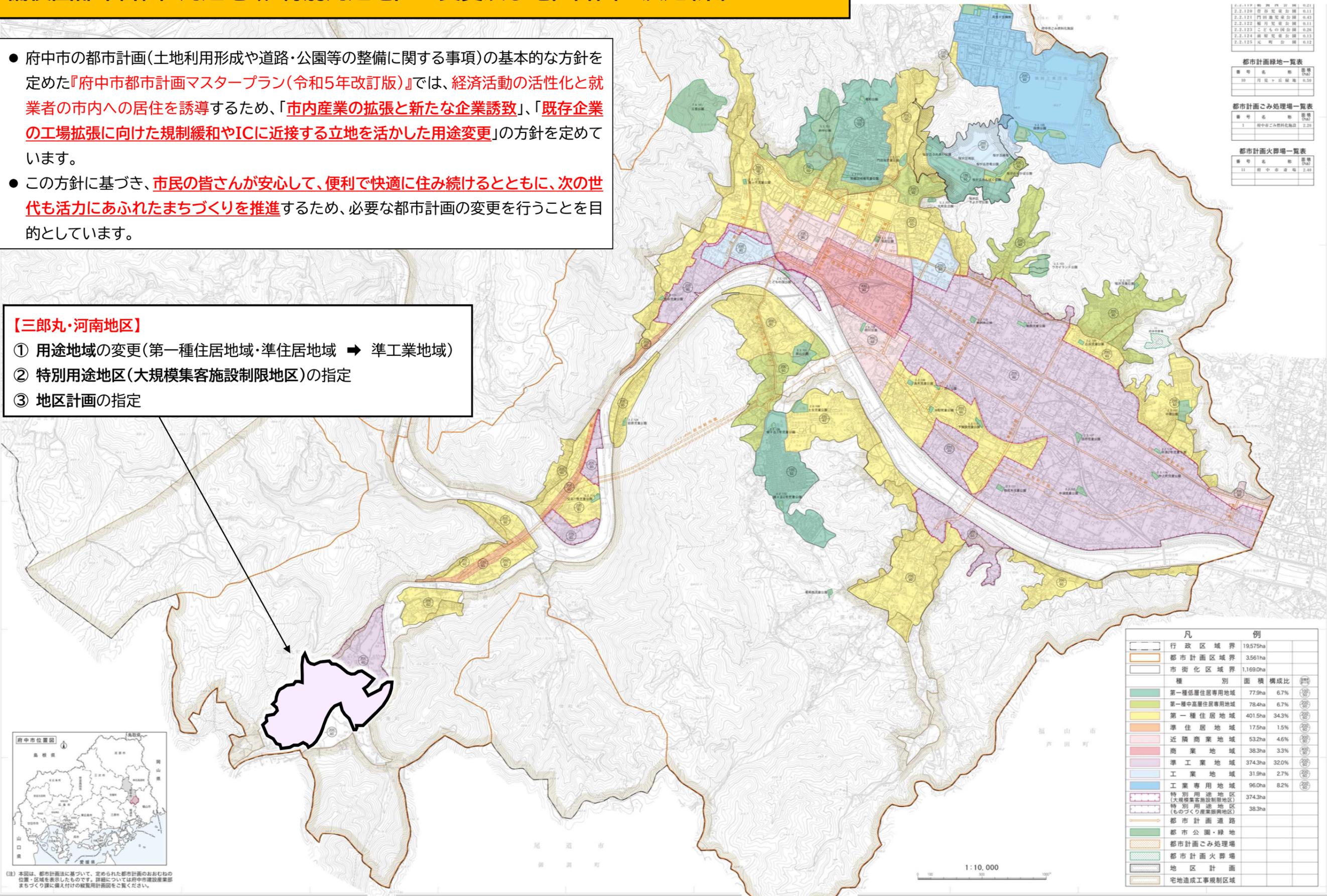
※詳細は別添の概要をご覧ください。

備後圏都市計画 用途地域・特別用途地区の変更及び地区計画の決定(案)について

- 府中市の都市計画(土地利用形成や道路・公園等の整備に関する事項)の基本的な方針を定めた『府中市都市計画マスタープラン(令和5年改訂版)』では、**経済活動の活性化と就業者の市内への居住を誘導**するため、「**市内産業の拡張と新たな企業誘致**」、「**既存企業の工場拡張に向けた規制緩和やICに近接する立地を活かした用途変更**」の方針を定めています。
- この方針に基づき、**市民の皆さんが安心して、便利で快適に住み続けるとともに、次の世代も活力にあふれたまちづくりを推進**するため、必要な都市計画の変更を行うことを目的としています。

【三郎丸・河南地区】

- ① 用途地域の変更(第一種住居地域・準住居地域 → 準工業地域)
- ② 特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の指定
- ③ 地区計画の指定



2.2.119 柳井公園	0.21
2.2.120 住吉公園	0.11
2.2.121 門前公園	0.43
2.2.122 福月公園	0.11
2.2.123 こどもの国公園	0.26
2.2.124 南公園	0.13
2.2.125 水明公園	0.12

番号	名称	面積(㎡)
10	月見ヶ丘緑地	2,500

番号	名称	面積(㎡)
1	府中市ごみ処理施設	2,200

番号	名称	面積(㎡)
11	府中市火葬場	2,400

凡 例	
行政区域界	19,575ha
都市計画区域界	3,561ha
市街化区域界	1,169.0ha
種 別	
第一種低層住居専用地域	77.9ha 6.7%
第一種中層住居専用地域	78.4ha 6.7%
第一種住居地域	401.5ha 34.3%
準住居地域	17.5ha 1.5%
近隣商業地域	53.2ha 4.6%
商業地域	38.3ha 3.3%
準工業地域	374.3ha 32.0%
工業地域	31.9ha 2.7%
工業専用地域	96.0ha 8.2%
特別用途地区(大規模集客施設制限地区)	374.3ha
特別用途地区(ものづくり産業振興地区)	38.3ha
都市計画道路	
都市公園・緑地	
都市計画ごみ処理場	
都市計画火葬場	
地区計画	
宅地造成工事規制区域	



(注) 本図は、都市計画法に基づいて、定められた都市計画のおおむねの位置・区域を表示したものです。詳細については府中市建設産業部まちづくり課に備え付けの縮尺用計画図をご覧ください。